

ID: 97

担当部署: 健康推進課

処分の概要	延滞金の徴収		
例規名 根拠条項	柴田町後期高齢者医療に関する条例 第5条		
例規番号	平成20年条例第5号		
【基準】 第5条の規定による。 (保険料の督促及び延滞金) 第5条 保険料の督促及び延滞金については、柴田町税外収入の督促及び延滞金条例(昭和39年柴田町条例第205号)の例による。			
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	令和5年9月29日